

福岡県過疎地域持続的発展方針の概要

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために、令和3年4月1日、新たな法律が施行された。

新たな過疎法「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第7条に基づき、福岡県過疎地域持続的発展方針を策定する。

1 方針の位置づけ

○福岡県の過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示すものであり、「過疎地域持続的発展県計画」及び「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定の際の指針となる。

2 本県の過疎地域

○過疎関係市町村(22市町村)

- ・全部過疎(全域が過疎地域である団体):16市町村
- ・一部過疎(過疎地域とみなす区域を有する団体):5市
- ・みなし過疎(全域が過疎地域であるとみなす団体):1町

※経過措置が適用される団体:1市

3 方針の期間

令和3年度～令和7年度(5年間)

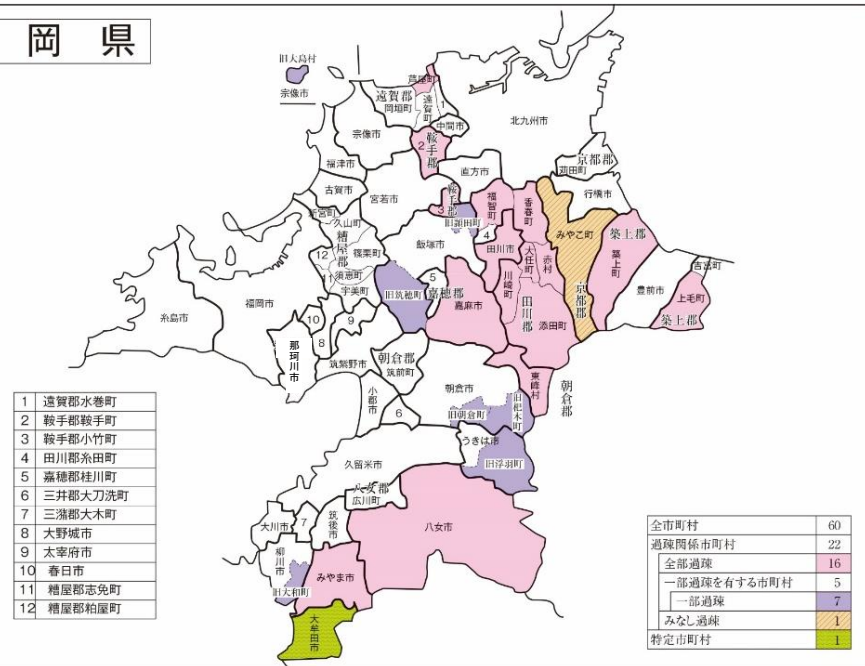
4 過疎地域の現状

○これまで実施されてきた過疎対策事業により、道路や下水道等の生活環境の整備は着実に進んできているが、市町村道の改良率・舗装率や汚水処理人口普及率など県全体と比較すると、依然として低い状況にある。

○雇用情勢については、産業振興施策などにより、県全体で改善傾向が続いてきたが、令和2年度の有効求人倍率は低下し、過疎市町村の多い筑豊地域は県全体の水準を下回っている。

○過疎地域では、人口減少、高齢化の急速な進行により、集落の小規模化や集落機能の低下が生じ、生活の維持確保が困難となることが危惧される。

福岡県



5 過疎地域の持続的な発展の基本的な方向

- 過疎地域は、県内市町村数の3分の1を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの多面的・公益的機能を担っている。
- 今後もその機能を維持していくことは、同時に都市も含めた県民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方移住への関心の増加、テレワークの普及等、人々の行動・意識の変化、働き方の変化がみられ、地方への移住の機運が高まっているこの機会を捉え、地域間交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大を図ることが重要である。
- そこで、福岡県においては、次の基本的な方向のもと、過疎対策を進めていく。

I 地域の未来を見据えた取組の推進

将来にわたって持続可能な地域社会を実現するために、豊かな自然や農林水産物、伝統文化などの地域資源を活かした産業の振興や再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、デジタル技術の活用を加速させ、過疎地域が有する生活面や産業面での地理的不利性、時間的・距離的制約を克服し、選ばれる地域の実現を目指す。

また、多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるよう人材の確保・育成を進める。

II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で働き、長く元気に暮らしていけるよう、働く場を確保し、就業機会の創出を図るとともに、医療・福祉サービス、子育て支援、教育等の充実により、安全・安心な暮らしを確保し、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進めていく。

III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備

安全で暮らしやすい生活環境を整備するため、道路、污水处理施設などの生活基盤について、広域的、効率的な整備と配置に配慮した、緊急度、重要度に応じた段階的な整備を推進する。

また、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

6 方針の構成

第1 基本的な事項

第2 分野別の方針・取組

I 地域の未来を見据えた取組の推進

- 1 次代を担う「人財」の育成
- 2 移住・定住・地域間交流の促進
- 3 選ばれる地域の実現
- 4 地域における情報化
- 5 再生可能エネルギーの利用の推進

II 誰もが住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、子どもを安心して産み「育てる」ことができる地域づくり

1 産業の振興

2 医療の確保

3 集落の整備

4 地域文化の振興等

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、子育て環境の確保

6 教育の振興

III 暮らしと産業を支える社会基盤の整備

1 交通施設の整備、交通手段の確保

2 生活環境の整備